

社会福祉法人富山福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富山福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときの報酬は無報酬とし、出張取扱い及び旅費規定に準ずる実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、出張取扱い及び旅費規程により旅費を支給することができる。

第5条 職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則（平成29年6月26日評議委員会）

この規程は平成29年6月26日から施行する。